

インフルエンザ接種費用の補助について



村では、本村に住所を有する人に対し、インフルエンザ予防接種費用を補助します。以下のとおり対象者や契約医療機関で事前の手続きが必要な場合がありますので、接種前に必ずご確認ください。

【接種期間】 10月1日(水)～12月31日(水) **【回数】** 1～13歳未満は2回、13歳以上は1回

【契約医療機関】 区分①: 阿蘇立野病院、上村医院、藤本医院、寺崎内科胃腸科クリニック、渡邊内科
区分②: たくもと小児科、なみかわ小児科、よしもと小児科

【接種の注意点】

- 医療機関で氏名、生年月日、住所が分かるもの(マイナンバーカードや運転免許証)、お薬手帳、母子手帳(13歳未満の人)を窓口で提示してください。
- 生活保護世帯の人は、別途助成があります。接種前に健康推進課にお問い合わせください。

【補助などの手続き】

対象者	契約医療機関	契約以外の医療機関
【定期】 ・65歳以上の人 ・60～65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能障がいまたはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがあり、日常生活がかなり制限される人	自己負担額 1回1,200円 (区分①のみ)	契約医療機関以外の医療機関で接種する場合は、 事前に健康推進課での手続きが必要です。 自己負担額 1回1,200円
【任意】 ・1～64歳の人 (上記を除く)	自己負担額 1回1,200円 (区分①②)	医療機関窓口で予防接種料金を支払い、健康推進課に次の書類を添えて補助申請の手続きが必要です。自己負担を1,200円とし払戻しいたします。ただし払戻しの上限額は2,900円です。 ・補助金交付申請書兼請求書、印鑑 ・領収書の写し(被接種者名・予防接種名の記載あるもの) ・振込み先の預金通帳の写し 【交付申請書の提出期限】 令和8年1月30日(金)

新型コロナワクチン定期接種費用の補助について



村では、**本村に住所を有し、以下の対象者で接種希望の人に対し、新型コロナワクチン接種費用を補助します。**
接種を希望される人は、事前にご自分で村内医療機関に予約をしてください。

【定期接種対象者】

- 65歳以上の人、60～65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能障がいまたはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがあり、日常生活がかなり制限される人

【接種期間】 10月1日(水)～12月31日(水) **【回数】** 1回 **【個人負担額】** 5,200円

【接種医療機関】 阿蘇立野病院、上村医院、寺崎内科胃腸科クリニック、渡邊内科

【接種の注意点】

- 医療機関で氏名、生年月日、住所が分かるもの(マイナンバーカードや運転免許証など)、お薬手帳を窓口で必ず提示してください。お忘れの場合は、接種できない場合があります。
- 60～65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能障がいまたはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがあり、新型コロナワクチン予防接種を希望される人は、かかりつけ医での接種をお願いします。
- 村外医療機関で接種を希望する場合は、必ず接種前に健康推進課での手続きが必要です。
- 生活保護世帯の人は、別途助成があります。接種前に健康推進課にお問い合わせください。
- 定期接種対象者以外で接種を希望する場合は、任意接種として全額自己負担で接種することができます。

〈問い合わせ〉健康推進課 保健係 TEL0967 (67) 2704